



**福島県告示第五十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
上町内科皮フ科クリニック	南相馬市小高区上町二二二五	平成二九年一月一日
モアーズ歯科医院	須賀川市吉美根字土橋五六六	同 年五月一日
遠藤歯科医院	田村市滝根町神俣字町五六	平成二八年九月一日
みどり薬局	相馬市中村字曲田一一四	平成二九年一月一日
みはる調剤薬局ときわ店	田村市常葉町常葉字中町七三	平成三〇年一月一日
コスモ調剤薬局小高店	南相馬市小高区上町二二一四一三	平成二九年二月一日
きりふや薬局	伊達郡川俣町字鉄炮町七六	同 年一月二八日

（社会福祉課）

**福島県告示第五十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされ

る生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
上町内科皮フ科クリニック 原町仮診療所	南相馬市原町区北町二七七一一	平成二九年一月三〇日
菅野歯科医院	福島市松川町字沼北二八一二二	同 月一三日
小松歯科医院	須賀川市吉美根字土橋五六六	同 年三月三一日
有限会社みどり薬局	相馬市中村字曲田一一四	同 年一月三〇日
コスモ調剤薬局北町店	南相馬市原町区北町二七四一一	同 日
きりふや薬局	伊達郡川俣町字鉄炮町七六	同 月一九日

（社会福祉課）

**福島県告示第五十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	休止年月日
サポート二四笹谷クリニック	福島市笹谷字稲場三三一一四	平成二九年一月一日

ク

二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	菅野雄介	住所	福島市森合字南上古屋一三二一〇	施術所名	森合かんの接骨院	施術所の所在地	福島市森合字南上古屋一三二一〇	指定年月日	平成二九年七月三日
----	------	----	-----------------	------	----------	---------	-----------------	-------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	
	変更前	変更後
小島るみ	福島市本内字北古館一一一	福島市丸子字芳堀九一六 芳堀荘 東
宝槻輝	伊達市保原町大柳字柳田八	同 市腰浜町五一三三一 サンライズコーポB二〇二

福島県告示第六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

氏名	住所	名称		所在地
		変更前	変更後	
本田こずえ	福島市鎌田字一本松五〇一三 アビタシオンC W二〇六号室	中央在宅 マッサージ	てあて在宅 マッサージ	福島市三河北町二一八一三〇六
関美穂	二本松市表一五五一六 エスプレانس表B号	同	同	同
金子紀美子	福島市森合字西谷地一二二七	同	同	同
小島るみ	同 市丸子字芳堀九一六 芳堀荘 東	同	同	同
菅野弘明	同 市森合字東上古屋一五一五六	同	同	同
宝槻輝	同 市腰浜町五一三三一	同	同	同

サンライズコー ポB二〇二
------------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
本多信二郎	須賀川市季ノ郷 一六六	あおい整骨 院	須賀川市向陽町 一七四	須賀川市季ノ郷 一六六
菅野翔太	同 市稲荷町 七一 フラット あさひ一〇三号	ふじ整骨院	同 市芦田塚 一八一五	郡山市島一 一〇一一一〇

(社会福祉課)

福島県告示第六十二号

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十三年厚生省令第三十八号)第二条の規定により、普通公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成三十年四月一日から施行する。

なお、普通公衆浴場入浴料金の統制額を指定する件(平成十九年福島県告示第五百四十九号)は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

十二歳以上の者	四百五十円
---------	-------

普通公衆浴場入浴料金の統制額

入浴料金 (二人につき)	
六歳以上十二歳未満の者	百五十円
六歳未満の者	九十円

(食品生活衛生課)

福島県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成三十年二月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか  
二 変更しようとする事項
- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 二万九千八百八十六平方メートル  
(変更後) 三万二千二百九十七平方メートル
- 2 駐車場の収容台数  
(変更前) 千四百五十台  
(変更後) 千五百九十二台
- 3 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 別紙図面のとおり  
収容台数 二十三台  
(変更後) 位置 別紙図面のとおり  
収容台数 六十三台
- 4 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 位置 別紙図面のとおり  
面積 二百四十八平方メートル  
(変更後) 位置 別紙図面のとおり  
面積 五百四十六平方メートル
- 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 位置 別紙図面のとおり  
面積 百三十四立方メートル  
(変更後) 位置 別紙図面のとおり

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前十時から午後九時まで  
 (変更後) 午前九時から午後十時まで  
 南側敷地 午前十時から午後九時まで

7 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
 (変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで  
 南側敷地 午前九時三十分から午後九時三十分まで

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで  
 (変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで  
 荷さばき施設二 午前五時から午後十時まで  
 荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで  
 荷さばき施設三 午前六時から午後十時まで  
 荷さばき施設四 午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日  
 平成三十年九月二十日

四 届出年月日  
 平成三十年一月十八日

五 届出をした者  
 平南デイベロップメント株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (商業まちづくり課)

**福島県告示第六十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 耶麻郡西会津町新郷大字笹川字雨沼北四七三三の一八、新郷大字三河字下ノ沢一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一、一〇七の六、一〇七の七、字大豆ケ沢一〇九四から一〇九二まで、一〇三の一、一〇三の三から一〇三の一九まで、一〇四、一〇五の一から一〇五の三まで、奥川大字飯里字上ノ平六六六の二、字水口沢六五七、六五九、奥川大字高陽根字下平二二五二の三、二二七一、二二七三、奥川大字大綱木字論田沢二二七六、二二七七、野沢字大沢甲一四一二の三、甲一四一三の一、甲一四一三の二

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 新郷大字笹川字雨沼北四七三三の一八、新郷大字三河字下ノ沢一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一、一〇七の六、一〇七の七、字大豆ケ沢一〇九四から一〇九二まで、一〇三の九、一〇三の一二、一〇三の二一、一〇三の二六から一〇三の二九まで、奥川大字飯里字上ノ平六六六の二、字水口沢六五七、六五九、奥川大字高陽根字下平二二五二の三、二二七一、二二七三、奥川大字大綱木字論田沢二二七六、二二七七、野沢字大沢甲一四一二の三、甲一四一三の一、甲一四一三の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

**福島県告示第六十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字川向山六三九の二四、野沢字長坂丙六七の三、丙六七の五、丙七一、丙七二、字片鬼沢山甲一四四六の四、字沼倉山甲一四五〇の一、字桂窪甲八七二の一から甲八七二の一五まで、甲八七二の一七、甲八七二の二三、甲八七二の二四、字美ノ口山甲一四四八の一から甲一四四八の三まで、字赤羽根山甲一四五二の四、字白土甲三八八の一八、下谷字大法乙五七〇の一〇  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

野沢字長坂丙六七の三、丙六七の五、丙七一、丙七二  
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 河沼郡会津坂下町大字塔寺字上ノ山二五二九、二六二九の八、二六三四の一、字松原二八〇〇、二八〇一、二八〇四、二八〇五、二八〇八、二八〇九、二八一二、二八一三、二八一六、二八一七、二八二〇、二八二二、二八二四、二八二五、二八二八、二八二九、二八三四、二八三五、二八四〇、二八四一の一、二八四二、字上ノ堤二六三八の口、二六三九の一、二六三九の二、字大門一四六九の二、一四七一、大字長井字館越二九一三、二九一三の三、二九一八、二九一九、二九二二の二、字横峯四〇一ニから四〇一四まで、四〇一五の戊、四〇一六の一、四〇一六の六、四〇一七、大字束松字七十苜乙三一九、乙三二一から乙三二六まで、乙三六九、字外手乙五四の五、字隘へ乙一一二、乙一一三、字天屋四、大字坂本字木ノ根坂甲一四〇五の三、甲一四〇五の一、甲一四〇五の六五、甲一四〇五の七五、甲一四一六の二  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津坂下町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 喜多方市慶徳町新宮字招木二〇九六、慶徳町山科字天神塚七七の二、八〇二の二、八一一の乙、八一四の二、八一五、八二七、八二八、八三一の一、八三一の口、八三二、八三四  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 喜多方市岩月町入田付字塩ノ沢口七六五三から七六六九まで、七六七一、字治郎取沢七六四三から七六五二まで、字西原北五一〇二、五一〇八、五一〇九、字西原山七六四二の一、字塩ノ沢五一一〇  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

## 公 告

- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

## 公告第13号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 F - P o w e r 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額  
77,918,832円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成29年11月17日

(施設管理課)

**公告第1号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年2月2日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成30年6月1日から平成31年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか98施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年2月23日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁財務課  
電話024-521-7754  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年2月23日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、平成30年2月2日(金)から同月23日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年2月15日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等  
(1) 日時 平成30年3月26日(月)午後1時  
(2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年3月23日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 98 other facilities  
1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00p.m., 26 March 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m., 23 March 2018
- (4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7754

(財 務 課)

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月2日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第1号**

**銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則**

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の表介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（生活安全企画課）